

「Bank Pay 取引規定」の改定について

平素は三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。2021年9月30日から、「Bank Pay 取引規定」を下記のとおり改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定内容

立替払の適用加盟店を拡大し、公金納付を可能とするため、下線部を追加・変更します。

改定前	改定後
第1条（適用範囲）	第1条（適用範囲）
(1)（省略）	(1)（省略）
(2)前項にかかわらず、 <u>提携BP加盟店においては、利用者が利用者アプリを機構所定の方法で用いることにより、提携BP加盟店に対して負担する売買取引債務を、機構所定のBP加盟店銀行が立替払をする場合があります。この場合には、利用者がBP加盟店銀行に対して負担する当該立替払の費用にかかる補償債務（以下「補償債務」といいます。）を、登録預金口座から預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引もBank Pay取引に含まれるものとし、この規定により取り扱います。</u>	(2)前項にかかわらず、BP加盟店によっては、 <u>利用者が利用者アプリを機構所定の方法で操作することにより、当該BP加盟店に対して負担する売買取引債務を、BP加盟店銀行が自ら又はBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払をする場合があります。この場合、利用者は、BP加盟店銀行に対し、当該立替払の費用にかかる補償債務を負担するものとし、利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引もBank Pay取引に含まれるものとして、この規定（第4条を除く。）により取り扱うものとし、</u>
（新設）	第1条の2.（公金納付）
（新設）	(1)機構所定のBank Pay 公的加盟機関規約（以下「BP 公的加盟機関規約」といいます。）を承認のうえ、BP 公的加盟機関規約所定のBP 公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下「BP 加盟機関銀行」といいます。）とBP 公的加盟機関規約所定のBank Pay 公的加盟機関契約を締結した法人（以下「BP 公的加盟機関」といいます。）に対して、BP 公的加盟機関規約に定めるBP 公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、BP 加盟機関銀行が当該公的債務の立替払を行うものとし、この場合、利用者は、BP 加盟機関銀行に対して、当該立替払いの費用に係る補償債務を負担するものとし、利用者は、当該補償債務

	を、登録預金口座からの預金の引落しによって支払うものとし、これら一連の取引についても Bank Pay 取引に含まれるものとし、ただし、当該 Bank Pay 公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座が BP 公的加盟機関で利用できない場合があります。
(新設)	(2)前項の定めに基づく Bank Pay 取引については、「BP 加盟店」を「BP 公的加盟機関」、「BP 加盟店銀行」を「BP 加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えた上で、この規定（第 3 条第 4 項第 3 号及び第 4 条を除く。）を適用するものとし、
第 3 条. (Bank Pay 取引の方法等)	第 3 条. (Bank Pay 取引の方法等)
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (省略)
(4) 次の場合には、Bank Pay 取引を行うことはできません。	(4) 同左
①～③ (省略)	①～③ (省略)
④ 第 1 条第 1 項各号の但書に定める場合	④ 第 1 条第 1 項各号の但書又は第 1 条の 2 第 1 項但書の定め
第 4 条. (Bank Pay 取引契約等)	第 4 条. (Bank Pay 取引契約等)
(1) 前条第 1 項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第 2 項により本人認証が行われ、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとし、	(1) 前条第 1 項の方法による Bank Pay 取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの引落しによって支払う旨の契約（以下「Bank Pay 取引契約」といいます。）が成立するものとし、
(2)～(4) (省略)	(2)～(4) (省略)
(5) 本条の規定は、 <u>機構所定の BP 加盟店銀行が立替払をする場合には適用されず、次条に定めるところによるもの</u> とします。	(5) 本条の規定は、 <u>第 1 条第 2 項又は第 1 条の 2 第 1 項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）</u> には適用されず、次条に定めるところによるものとし、
第 4 条の 2. (立替払の場合の特則)	第 4 条の 2. (立替払の場合の特則)
(1) 機構所定の BP 加盟店銀行が立替払をする場合には、利用者アプリ等において、利用者が本人認証を、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で提携 BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行が利用者	(1) 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第 3 条第 2 項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay 取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で BP 加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP 加盟店銀行が利用者に代わって

<p>に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該提携 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、<u>利用者は当該 BP 加盟店銀行に対して当該売買取引債務の立替払を委託し、これにより利用者が当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務は、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p>	<p>売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該 BP 加盟店との間で成立するものとし、この契約も Bank Pay 取引契約に含めるものとします。また、この場合、<u>当該 BP 加盟店銀行は自ら又は BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし、利用者は第 1 条第 2 項及び第 1 条の 2 第 1 項に基づき当該 BP 加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの引落しによって支払うものとします。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p>
<p>(2) (新設)</p>	<p>(2)前項にかかわらず、<u>利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者が BP 加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務を BP 加盟店銀行が自ら又は BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合を通じて立替払する場合には、売買取引債務の支払時期が到来する都度 BP 加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの引落しの時に、BP 加盟店との間で Bank Pay 取引契約が成立するものとみなします。</u></p>
<p>(2)前項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、<u>売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切事由があったとしても、かかる事由をもって BP 加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。</u></p>	<p>(3)前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、<u>売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切事由があったとしても、かかる事由をもって BP 加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。</u></p>
<p>(3)本条に定める Bank Pay 取引契約が成立した場合における、<u>利用者の提携 BP 加盟店に対する売買取引債務は、当該提携 BP 加盟店が別途認めた場合を除き、第 1 項に基づき当該提携 BP 加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。</u></p>	<p>(4)第 1 項及び第 2 項に定める Bank Pay 取引契約が成立した場合、<u>加盟店銀行又は BP 直接加盟店もしくは BP 任意組合は、規約に基づき、利用者が BP 加盟店に対して負う売買取引債務につき、当該 BP 加盟店に対して立替払をする義務を負い、その時点で利用者の当該売買取引債務は消滅するものとします。但し、第 1 条の 2 に定める Bank Pay 取引契約の場合の利用者の売買取引債務は、第 1 項に基づき当該 BP 加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。</u></p>

2. 適用開始日

2021 年 9 月 30 日(木)

以上